

2022年度 「世界最高水準のマテリアル研究を支える研究志向型人材育成 フェローシップ（寺田寅彦フェローシップ）プログラム」募集要項

寺田寅彦フェローシッププログラムは、広い意味のマテリアル分野において大学・研究機関・企業等で活躍する高度な博士人材の育成とキャリアパスへの接続を目的とするフェローシッププログラムです。本フェローシップに採用されると、規定の支援期間を通じて研究専念支援金及び研究費が支給されます。

本フェローシッププログラムには、グローバルマインドをもち世界の学術研究を牽引できる博士人材の育成を目的とする「**研究者養成コース**」とイノベーションをリードする博士企業人の育成を目的とする「**产学協働教育コース**」の2つのコースがあります。

「**研究者養成コース**」では、海外の研究者と連携した研究指導を受け、在学時には海外留学を行います。

「**产学協働教育コース**」では、企業との組織的な連携のもと、本学教員と企業研究者との共同研究に参画し、学生・教員・企業研究者の間で立案されたオーダーメイドのカリキュラムを履修します。

履修要件・支援プログラム等の詳細については、自然科学教育部webページ、寺田寅彦フェローシップパンフレット等を参照下さい。

1. 募集人員

6名

2. 応募資格

次の条件をすべて満たす者。ただし、申請年度において休学又は留年している者を除く。

- 1) 申請年度の4月1日(以下「基準日」という。)において、大学院自然科学教育部博士後期課程1年次に在学する者(2021年10月入学者、及び第3期大学院入試に出願中の者も対象とする)
- 2) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められない者。
- 3) 日本学術振興会の特別研究員又は国費外国人制度による支援若しくは本国からの奨学金支援を受ける外国人留学生でない者
- 4) 熊本大学大学院学則(平成16年4月1日制定)第55条の規定により準用される熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第89条に定める懲戒(以下「懲戒」という。)を受けたことがない者
- 5) フェローシッププログラムによる支援期間を通じて、自然科学教育部が実施する教育プログラムを履修することができる者

3. 出願期間

2022年2月7日(月)～2022年2月28日(月) 16時まで(必着)

4. 出願手続

受付は9時から16時までとします。

志願者は指導教員の同意を得た上で、次の提出書類等を熊本大学自然科学系事務課大学院教務・国際担当へ提出してください。

- ① フェローシッププログラム支援申請書（所定様式）
- ② 研究計画書（所定様式）

5. 選考方法

原則として書類選考及び面接とします。面接の詳細については、個別に連絡します。

6. 選考結果

選考結果は、個別に連絡します。

7. 出願について

- 1) 出願書類に不備があると、受理できない場合があります。
- 2) 出願書類を受理した後は、記載事項の変更はできません。
- 3) 提出された出願書類は返却されません。
- 4) 出願書類に虚偽の記載をした者は受験資格を失い、また履修決定後であっても履修の許可を取り消すことがあります。
- 5) その他の不明点については、熊本大学自然科学系事務課大学院教務・国際担当へ問い合わせてください。

8. 修了要件

- 1) 寺田寅彦フェローシッププログラム履修者用Aim-Highプログラムを修了すること。
- 2) 大学院教養科目「研究の最前線と知の統合」1単位を修得すること。
- 3) PROG（プログ）テストを受験すること。
- 4) 博士後期課程1年半終了時に中間審査を受けること。

● 寺田寅彦フェローシッププログラム履修者用Aim-Highプログラム修了要件

寺田寅彦フェローシップに採用された者は、博士後期課程1年次より当Aim-Highプログラムに入り、研究者養成コースか、産学協働教育コースのいずれかに所属するものとする。必修科目を博士前期課程に履修済みの場合は、その単位で修得を認定する。

➤ **研究者養成コース**

- 1) 学内インターンシップを実施すること。
 - 2) 海外留学を実施すること。
 - 3) IJEPプログラムの以下の2科目の単位を修得すること。
 - Current Science and Technology in Japan II（日本の先端科学II）2単位
 - English for Science and Technology（科学技術英語特論）2単位
- 注) 学内インターンシップ実施報告書および海外留学実施報告書は、実施後1ヶ月程度を目に提出すること。

➤ **産学協働教育コース**

- 1) 訪問型共同研究あるいは滞在型共同研究を実施すること。
 - 2) 大学院教養教育科目マネジメント概論の次の1科目の単位を修得すること。
 - MOT概論・基礎編 1単位
- ※ イノベーションリーダー育成プログラム履修者は当該プログラムのMOT概論・基礎編の単位をもって認定する。
- 注) 共同研究実施報告書は、実施後1ヶ月程度を目処に提出すること。

※修了要件を満たした者は、「寺田寅彦フェローシッププログラム修了認定」を受けることができる。

9. フェローシップ受給者の義務

寺田寅彦フェローシップを受給する学生は、次の事項を遵守しなければなりません。違反した場合は、フェローシップの支給を停止することがあります。

- 1) 研究活動に専念すること。
- 2) プログラム責任者が実施する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講すること。
- 3) 毎月、在籍の確認を受けること。
- 4) 毎年度、プログラム責任者に研究計画書及び研究報告書を提出すること。
- 5) フェローシップの支給期間を通じて、自然科学教育部の実施する教育プログラムを履修すること。

本学では、フェローシップ受給者に対して、フェローシップとは別に「熊本大学大学院フェローシッププログラム授業料支援金支給細則」に基づいて、授業料支援を実施します。

問合せ先：大学院教務・国際担当 096-342-3013・3016（ダイヤルイン）